り、申請書を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)の提出部数は各１部とする。

インターネットの使用による建設工事の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、４⑴③によりダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、４⑴③により入手したパスワードを用いて、送信するものとする。この場合において、添付書類として次の（建設工事に係る添付書類）④に掲げる書類、⑦ただし書きに該当する場合は当該事実を証明する書類を下記に掲げる送付先にファクシミリにより送信するものとする（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

送付先　インターネット一元受付ヘルプデスク　ファクシミリ番号082―511―1102

インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、４⑴④によりダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、４⑴④により入手したパスワードを用いて、送信するものとする。

（建設工事に係る添付書類）

① 営業所一覧表

② 申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書等。

③ 業態調書

④ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は(その３の２)、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は(その３の３)。)。

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要。）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類。

⑤ 申請者が、その設立から平成28年10月１日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、平成26年10月１日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類。

⑥ 申請者が、その設立から平成28年10月１日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類。

⑦ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険(以下「雇用保険」という。)、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類。)。

⑧ 申請者が、⑦に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）に分割して申請するとき及び⑦に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表。

⑨ 申請者が経常建設共同企業体であって、客観的事項及び主観的事項について算定した点数の調整を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類。

［注］

㈠ 申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者（一般社団法人等を除く。）であって建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類を提出するものとする。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書又はその写しを提出するものとする。

㈡ 申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者(「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」(昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」(昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。以下同じ。）の④及び⑦に掲げる書類、６（建設工事）⑴①に掲げる事項について記載した書類及び⑧に掲げる書類、建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、当該事業協同組合の役員名簿並びに組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）

① 業態調書

② 営業所一覧表

③ 技術者経歴書

④ 申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写し。

⑤ 登録証明書等又はその写し。

⑥ 申請者が法人であるときは、６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人であるときは、６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書。

⑦ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２)、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３)。)。

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要。）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類。

［注］

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって④に掲げる書類並びに③及び⑥に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

(a) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)。

建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し。

(b) 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)。

地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し。